

岩手県告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年5月19日次のとおり委託した。

令和8年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	ガバメントクラウド利用料の支出	令和8年5月18日	令和8年5月19日から 令和9年3月31日まで